学童クラブ　利用要件・必要書類等　確認フローチャート

申請事由別利用要件	→	必要書類

●就労

区分	勤務日数・勤務時間	就労証明書の記載内容		
定期利用	・週3日以上 ・正午以降 午後6時まででで 4時間以上	「6 就労時間」欄が、 「固定就労の場合」 （「フレックスタイム制」や 「裁量労働制」等を含む）	→	①就労証明書
定期利用 土曜日	・土曜日を含む 週3日以上 ・正午以降 午後6時まででで 4時間以上	「6 就労時間」欄が、 「変則就労の場合」	→	①就労証明書 ②事業所が発行した直近1～2か月分のシフト表等
期間利用 学校休業	・週3日以上 ・午前8時以降 午後6時まででで 4時間以上			
※ 勤務時間には、通勤時間及び休憩時間を含みます。 ※ 勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の書類が必要となります。		「5 雇用の形態」欄が、 「自営業・会社代表（事業主）」、「内職」、「業務委託」 または 「自営業専従者」、「家族従業者」の自営業主の配偶者	→	①就労証明書 ②就労状況等申告書（就労証明書裏面） ③業務実態（現在も業務を継続していること）が分かる書類 ※書類例は、就労証明書裏面のとおり。

●疾病

疾病（1か月以上の入院） または 在宅療養（常時病臥・精神性疾患等）	→	①診断書 （就学児童の保育をすることが不可能であることの証明）

●心身障害

身体障害等級1～4級、愛の手帳1～4度　または 精神障害等級1～3級	→	①障害者手帳（写）

●看護・介護

1ヶ月以上の通院・通所等付添いが必要であり、かつ 看護・介護日数：週3日以上 1日の看護・介護時間： 定期利用…正午以降午後6時まででおおむね4時間以上 土曜日定期利用…正午以降午後6時まででおおむね4時間以上 学校休業期間利用…午前8時以降午後6時まででおおむね4時間以上 ※ 看護・介護時間には、往復時間及び休憩時間を含みます。	→	①看護対象者の診断書 または 介護対象者の介護保険証（写）等 ②就労状況等申告書（就労証明書裏面） ※ 就労状況等申告書に、日中に自宅不在であることが分かるようにスケジュールを記入してください。

●就学・技能習得

学校教育法に定める学校への就学、または 就労技能修得のための通所　かつ 就学・通所日数：週3日以上 1日の就学・通所時間： 定期利用…正午以降午後6時まででおおむね4時間以上 土曜日定期利用…正午以降午後6時まででおおむね4時間以上 学校休業期間利用…午前8時以降午後6時まででおおむね4時間以上 ※ 就学・通所時間には、往復時間及び休憩時間を含みます。	→	①在学証明書 または 在籍証明書 ②授業・講座等のカリキュラム表 ③就労状況等申告書（就労証明書裏面） ※ 就労状況等申告書に、日中に自宅不在であることが分かるようにスケジュールを記入してください。

◎注意事項	・ 70歳未満の祖父母が同居している場合は、保護者に代わり得るものになるため、就労等の状況の確認が必要となります。 ・ 就労等の状況によっては、上記以外の資料をご提出いただく場合がございます。